

高円宮杯 J F A U15 サッカーリーグ 2023 茨城

チャレンジリーグ実施要項

1 主 旨

(公財)日本サッカー協会は、日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、第3種年代の実力が拮抗したリーグ戦を各地で実施することを提案した。その主旨を受け、(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会では、標記大会を実施することとした。

【リーグ戦を行うメリット】

- ① 負けたら終わりというトーナメントと違い、長期に渡るリーグ戦の実施で、選手・指導者にM-T-M(試合-練習-試合)の良い環境を提供できる。
- ② クラブと中体連の交流機会が増え、運営も含めて協力体制ができる。
- ③ 実力が拮抗したチームとの対戦を通して成果と課題を明確にし、互いに切磋琢磨することでレベルアップできる。
- ④ 各チーム指導者がマッチメイクする必要がなくなり、年間を通して計画的に試合を行うことができる。

2 名 称 IFA リーグ(U-15)チャレンジリーグ 2023



3 主 催 (公財)茨城県サッカー協会 (公財)茨城県サッカー協会第3種委員会

4 期 間 2023年3月~2023年10月

前期: ①3/5(日), ②3/11(土), ③3/18(土), ④3/21(火祝), ⑤4/9(日), ⑥4/16(日), ⑦5/20(土), ⑧5/27(土), ⑨6/11(日), 前期最終期日 8/27(日)

後期: ①6/18(日), ②6/24(土), ③7/1(土), ④9/10(日), ⑤9/16(土), ⑥9/18(月祝), ⑦9/23(土祝), ⑧10/1(日), ⑨10/7(土), 後期最終期日 1部・2部・3部 10/9(月祝), 4部・5部 10/1(日)

プレーオフ日程: 10/7(土)4部 vs 5部、10/14(土)、10/15(日)

※原則として前後期各1節~9節までで実施し、諸事情で実施できなかった場合には別日を使って実施することも可とする。

※各チームとも前後期各2回のみ日程の変更しか認めない。

5 会 場 各地域施設及び県内各中学校グラウンド

6 参加資格

- (1) (公財) 日本サッカー協会第3種に登録したチームもしくは準加盟チームであること。
- (2) 上記(1)のチームに登録された選手であること。
- (3) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きすることなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項適応対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種及びそれ以外の年代の選手は適応対象外とする。
- (4) 本大会中の移籍選手の移籍先チームでの出場については、移籍期間中の1回のみ認める。移籍先のチームの責任者が、登録選手証発行後、リーグ移籍期間中に追加登録のメンバー表を提出し、各リーグ事務局の承認後にその選手の出場が認められる。移籍期間以外に移籍手続きを行った選手、移籍手続きを2回以上行った選手は、移籍先チームでそれ以後のリーグの出場は認められない。高円宮関東大会については、その大会要項に従う。

リーグ中の移籍期間を下記の日程で定める。

2023年6/12(月)~9/7(木)

- (5) 選手が11人に満たないチームは他チームとの合同チームでの参加も認める。その場合は5部所属とし、リーグ終了後に4部への昇格資格を得ても、昇格することはない。
※また、合同チームの場合、必ずどちらのチームの顧問(監督)も試合に帯同する事。
- (6) 選手数の多いチームは、複数チームの参加が認められる。(選手登録制)
ただし、複数チーム参加の場合は、各チームに第3種年代(U-13以上)の選手が必ず15名以上いること。

※上位チームと同一リーグへの参加は出来ない。5部リーグを除く。

7 競技規則

- (1) 現行の(公財)日本サッカー協会制定の『サッカー競技規則』による。
- (2) 選手登録は事務局にメンバー表提出をしたチーム所属選手とし、試合ごとに最大25名のベンチ入りメンバーを申告する。その中から主審の許可を得て9名まで交代が認められる。
※交代用紙を使用(交代用紙に関しては各チームにて準備)
- (3) 本大会において警告を3回(1チームの最大試合数が9試合以下のリーグの場合は2回)受けた選手は次の1試合に出場できない。なお、当該リーグで警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする(10試合以上19試合以下のリーグにおいては、3回目に1試合、6回目で2試合、9回目で2試合の出場資格停止となる)。
ただし、違反行為の内容によっては、それ以降の処置を第3種委員会内規律フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律フェアプレー委員会において決定する。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手は次の試合に出場できず、それ以降の処置を第3種委員会内規律フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律フェアプレー委員会において決定する。
一発退場者が出た場合
 - ア 試合後に第三者①が当該選手②と同チームスタッフ③で一発退場処分についての異議がないかどうかを確認する。(3人)
 - イ ア についての状況がわかる内容をメール内に記載するか添付する。(日時・参加者・確認内容詳細)
 - ウ 審判報告書・重要事項報告書・懲罰通知(案)を送信する。(規律委員長・規律副委員長・IFA事務局へ)
 - エ 規律委員長確認後に当該委員会がIFA事務局と連携をとり、懲罰通知を展開する。(IFA事務局からメール送信)

2 警告等の累積による退場/出場停止の場合

オ 懲罰通知(案)を送信する。(規律委員長・規律副委員長・IFA事務局へ)

カ 当該委員会がIFA事務局との連携により、誤記が無いことを確認する。

キ 当該委員会がIFA事務局との連携で懲罰通知を展開する。

3 3試合以上の出場停止となる場合

ク 懲罰内容により加重等があり3試合以上の出場停止になる場合は、規律委員長・IFA事務局との連携をとりながら対応する。

また、本大会の懲罰は本大会で消化する。本大会が終了した時点で未消化の場合は直近の大会で消化する。(累積の警告は消滅する)

※ただしプレーオフ、入れ替え戦においては同一大会の為、累積の警告は持ち越す。

(5) 【複数チームによる警告による処分】

1. 本リーグでの警告の累積数は、出場リーグごとの累積とする。出場リーグを超えての警告累積は行わない。

例) 1部で累積2警告 → 4部で1警告 これですべて3警告により出場停止としない。

(1部で累積2警告, 4部で1警告となる)

チームのリーグごとでカウントを行い累積数に到達後、処分を適用。チーム管理の徹底!

【複数チームによる退場による処分】

1. 本リーグでの退場による処分は、出場リーグごとの処分とする。出場リーグを超えての処分は行わない。

例) 1部で退場 → 1部で退場処分を適用/4部で退場 → 4部で退場処分を適用

2. その他については、日本サッカー協会「懲罰基準の運用に関する細則」による。

(6) 同一試合で2回警告による退場を命ぜられた選手は、自動的に次の公式試合1試合

出場停止処分となる。この場合の2回の警告は累積に加算されない。

8 競技方法

(1) 試合時間は、40分ハーフ(インターバル10分)とする。試合途中で飲水タイムを設けた場合(30秒~1分を目安)アディショナルタイムにて対応する。

(2) 順位決定方法は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により、勝ち点の多い順に決定する。

ただし、勝ち点の合計が同一の場合は、以下の項目に従い順位を決定する。

①全試合のゴールディファレンス(総得点-総失点)

②全試合の総得点

③当該チーム同士の対戦成績

④当該チーム同士のゴールディファレンス(得失点)

⑤上記の①~④の全項目において同一の場合は、抽選(当該チーム代表者立ち会いによる)により決定する。

9 参加申し込み

(1) 参加申込書に必要事項を記入し、(公財)茨城県サッカー協会まで期日厳守で提出すること。

(2) 必ず傷害保険に加入すること。

10 参加チームのリーグ編成

(1) 1部, 2部, 3部は10チーム, 4部, 5部は8チームによるリーグ編成を原則とする。ただし, 4部, 5部については柔軟な編成も可とする。

(2) 1部, 2部, 3部の優勝チームを表彰する。

(3) 2024年度のリーグは本リーグの結果をもとに編成する。なお, リーグへの参加を辞退するチームが出た場合は, 3種役員会を開いて追加チームを決定する。

11 昇降格について

- (1) 1部から5部の昇降格については別紙の昇降格規定を参照。
- (2) 不測の事態でリーグ戦が円滑に進行できない場合は、臨時役員会を開き、リーグ戦が1周りで成立する場合もある。
- (3) その他、上記計画想定外の事象が起きた場合には、臨時役員会を開き、決定する。

13 高円宮杯関東大会の出場権

1部上位チーム（通年の順位）に高円宮杯関東大会の出場権を与える。2部～5部の優勝チームは別途プレーオフを開催し、1部リーグ中位チームとの代表決定戦を開催する。

14 審判

- (1) 審判は各チーム有資格者を帯同して行うことを原則とし、第3者審判運営による結果をもって公認されるものとする。ただし、悪天候などの理由により日程が消化できなかった場合など、無理が生じた場合は自主運営としてもよい。
- (2) 1部リーグの主審は県協会から派遣する。会場担当チームはキックオフ時間と会場を速やかに決定し、審判部の橋本氏へ原則として1ヶ月前までに連絡を入れる。アシスタントレフェリーは、有資格者（高校生以上）が担当する。
- (3) 2部～5部の主審は有資格者（高校生以上）、アシスタントレフェリーに関しても有資格者（高校生以上）が担当する。
- (4) 試合開始60分前に主審を中心に審判打合せを行うこととする。

15 傷害補償

- (1) 選手送迎中の事故については、チームの責任において対処する。
- (2) 試合中の一切の疾病、負傷等については、チームの責任において対処する。
- (3) チーム（選手・指導者）は、傷害保険に必ず加入する。

16 その他

- (1) ベンチ入りできる者は、登録選手最大25名及び、監督・コーチ等のスタッフ5名までとする。
- (2) ユニフォームは（シャツ・ショーツ・ソックス）正の他に副として、正と異なるユニフォームを必ず携行すること。
- (3) アンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。
- (4) ソックスにテープまたはその他の材質の物を貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (5) ユニフォームの決定は主審が両チームの立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。また、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ、ソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- (6) ゴールキーパーが試合中に何らかの理由で試合が続行できなく控えのゴールキーパーもいない場合、フィールドプレーヤーがゴールキーパーをする際、フィールドプレーヤーが両チームのフィールドプレーヤーと容易に識別できる色のビブス着用での対応を可とする。
※ビブスの番号は問わない。
ただし、ゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして出場するときは、フィールドプレーヤーのユニフォームを着用すること。
- (7) チーム責任者は選手証（写真の添付されたもの）とメンバー表、警告退場記録表を試合会場に持参する。
- (8) 雨天時の態度決定はホームチーム責任者が行い、雨やその他の理由でのゲームの延期に関しては、当日の朝にホームチーム責任者とアウェイチーム責任者で決める。延期したゲームについては、ホームチーム責任者が改めてマッチメイクをし、責任をもって実施する。
- (9) 各日程の対戦は、1チーム1日1試合を原則とする。

- (10) 各チームは会場における注意事項を守るとともに、サッカー関係者としてのマナーに十分心がけ、会場使用上の注意に従うこと。また、応援の保護者等にも協力を呼びかける。
- (11) ピッチ内外で不適切な言動や、重大な違反行為を犯した選手及びチーム関係者への懲戒、指導等については、第3種委員会内の規律フェアプレー部が対応する。なお、違反行為の内容によっては、(公財)茨城県サッカー協会規律フェアプレー委員会の指示を仰ぐこととする。
- (12) 試合開始時刻60分前にメンバー登録用紙(2部)および選手証の提出、両チームユニフォームの決定、諸注意事項等の確認を行う。
- (13) 服装、髪型、態度等については、選手としての自覚と各チームにおける指導により、適切な状態が保たれるようにする。不適切なものについては改善を指示し、改善が見られない場合は第3種役員会の判断により、試合に出場できないこともある。
- (14) 会場設営はホームチーム責任者が行う。また、会場使用チームは試合の90分前には会場入りする。
- (15) 雷等で中断し、当日中に試合の再開が不可能な場合は、別途再試合を行うものとする。ただし、前半終了時以降で再開不可能となった場合は、その時点での結果を持って試合成立とする。
- (16) 県協会のホームページに掲載する都合上、1部のホームチームは試合会場を速やかに決定し、各節の2週間以上前までにIFAリーグ事務局へ連絡すること。
- (17) 会場担当者は試合結果を各リーグの責任者に報告する。また、各リーグの責任者は、結果報告担当者に各リーグの結果をまとめて報告する。試合で退場、退席処分が発生した場合には、当該選手、審判、監督からヒアリングを実施の上、所定の書式にて重要事項として各地区委員長、クラブ委員長を経由して各リーグ責任者に報告すること。
 - ※IFAリーグ(U-15)結果報告先 各部担当者へ報告(1部, 2部, 3部, 4部, 5部)
- (18) 日程変更を行ったチームは、必ず日程変更届を提出する。その各部のリーグの全チームが把握できるようグループライン等で連絡を徹底する。
- (19) 開催要項または規定に反し、モラルに欠け、ルールを悪用したと判断されるチームがあった場合には、第3種委員会内規律フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会規律フェアプレー部で検討し、下位リーグへの降格処分を検討する。

- (19) IFAリーグ戦関係領収書は各節終了後速やかに郵送すること。

※IFAリーグ(U-15)領収書送付先

アセノ SC 菱沼 直仁

携帯 : 080-9181-8338

メールアドレス : asenofc@trust.ocn.ne.jp

- (20) IFAリーグ(U-15)1部で会場担当となったチームは、できるだけ早期に会場を確保し、速やかに来場チームへ連絡すること。また、審判部の橋本氏に主審派遣依頼の連絡を直接入れることとする。

※IFAリーグ(U-15)主審派遣依頼先

審判部 並木中等教育学校 橋本 直樹

メールアドレス : hasimoto.naoki@mail.ibk.ed.jp

- (21) 本リーグに関する問い合わせは以下にすること。

※IFAリーグ事務局

石岡アセンプルFC 飯田 秀正

メールアドレス : athletic.club.ishioka@gmail.com

- (22) 複数登録チーム出場記録の管理担当

バンディエラ常陸太田 高尾 亮

メールアドレス : takao.1014soccer@gmail.com

(23) 重要事項報告書送付先(中体連)

3種規律委員長 取手一中 横川 統士

メールアドレス : yokokawa-tousi@mail.ibk.ed.jp

重要事項報告書送付先(クラブ)

クラブ担当者 ジュノー水戸 FC 青木 龍太郎

メールアドレス : aoki@juno-mito.com

(24) 各リーグ幹事(結果報告先)

1部リーグ : つくば FC 小野

2部リーグ : TRAUM SV 山田

3部リーグ : 佐和ワークショップ FC 楠瀬

4部リーグ : ヴェレン大洗 高松

5部リーグ : FC VENENO 小林